

いわゆる性犯罪の配偶者規定に関する主要国の法制度の概要等

1 アメリカ（州法）

ミシガン州刑法は、第 7 5 0 . 5 2 0 1 条において、「被害者が法的配偶者であっても第 5 2 0 b 条から第 5 2 0 g 条（性犯罪）で告発され又は有罪とされる。」旨規定している。

また、カリフォルニア州刑法は、第 2 6 2 条 (a) 項において、「被害者が行為者の配偶者である場合には、以下のいずれかの状況において、性交が行われたときに、強姦となる。」と規定し、被害者が行為者の配偶者である場合における強姦罪の要件を規定している（注）。

なお、ニューヨーク州刑法には、いわゆる性犯罪の配偶者規定はない。

(注) これらのいわゆる配偶者規定が置かれた歴史的沿革については、「コモンローの強姦 (rape) の定義は、『強制力を用い、妻以外の女性に対して、その意思に反して性交をすること』とされていた。(中略) 定義から明らかなように、夫が妻に対して行う行為は免責された。(中略) このような性犯罪のコモンローの考え方に対して、1960年代以降のフェミニズム運動が厳しく批判を行い、立法の改革をもちたすに至った。」旨の指摘がある（斉藤豊治著「アメリカにおける性刑法改革の方向」刑法雑誌第54巻第1号63～65頁）。

2 イギリス（イングランド・ウェールズ）

Sexual Offences Act 1976第1条は、強姦を「不法な (unlawful) 性交」と定義しており、これが婚姻外を意味するという解釈の余地を残していたとされるが、Criminal Justice and Public Order Act 1994により、強姦の定義から「不法な」が削除された。

3 フランス

フランスでは、2006年の刑法改正により、第 2 2 2 - 2 2 条第 2 項において、「強姦及び他の性的攻撃は、攻撃者と被害者との関係性のいかんを問わず（攻撃者及び被害者が婚姻関係にある場合を含む。）、本節に規定する状況下で被害者に実行された場合に構成される。」と規定された（注）。

(注) このようないわゆる配偶者規定が置かれた歴史的沿革については、「かつてはフランスで

も夫婦間強姦はなかなか認められなかったが、1980年代からすでに肯定判例が現れ、破毀院刑事部1992年6月11日判決は『夫婦の性交における同意の推定は、逆の証拠が出されれば無効となる』と明確に宣言し、欧州人権裁判所もこの考え方を支持した(1995年11月22日判決)。このように判例上は1990年代から認められていたものの、『妻は夫の性的欲求に常に従わなければならない』という家父長制度時代の古い価値観である男性支配思想からの決別を象徴する規定が2006年に明文化されたことの意義は大きい。」との指摘がある(島岡まな著「フランス刑法における性犯罪の種類と処罰について」刑法雑誌第54巻第1号54頁)。

4 ドイツ

ドイツ刑法第177条は、かつて、強姦罪を「…婚姻外の性交を婦女に強要した者…」と規定していたが、1997年刑法改正により、「婚姻外」の要件を削除し、配偶者間でも強姦が成立することとなった(注)。

(注) 新谷一幸著「ドイツ性刑法の改革(-)」修道法学25巻1号140～148頁

5 韓国

いわゆる性犯罪の配偶者規定はない。